

早期及び長期支援体制の確立 (第 11 条関係)

岡 村 勲

第 1 被害者が望む早期支援体制

1 全般的な要望

何でも相談でき、信頼できる人を派遣して欲しい。例えば、

- ・ 当座の費用の立て替えをして欲しい
- ・ 不安な中、今後どのように進展するか教えてもらいたい
- ・ 精神的に支えてもらいたい
- ・ 掃除・洗濯・買い物などの手伝いをして欲しい
- ・ 子供の世話・老人の介護などをして欲しい
- ・ マスコミへの対応をして欲しい(スポ - クスマン)

2 特に殺人事件の場合の要望

信頼し、支えてくれる人を派遣して欲しい。例えば、

- ・ 葬儀社の紹介、葬儀の手配をして欲しい
- ・ 自宅が現場の場合近隣への挨拶等必要な社会交際を手伝って欲しい
- ・ 関係者への事件・葬儀連絡を手伝って欲しい
- ・ マスコミへの対応を行って欲しい
- ・ 警察調書作成に付き添って欲しい(国費弁護人等の派遣)
- ・ 精神的に支えてもらいたい

- ・ 自宅が現場の場合、早急に仮住まいの斡旋をして欲しい
- ・ 葬儀費用等の一部国費負担または一時貸付を行って欲しい

3 特に傷害事件の場合の要望

信頼し、支えてくれる人を派遣して欲しい。例えば、

- ・ 病院を探して欲しい
- ・ 病院への搬送、付き添い / 送迎をして欲しい
- ・ 緊急治療費も含め国費負担での継続的治療を受けられるようにして欲しい
- ・ 子供の世話・老人の介護を手伝って欲しい
- ・ 掃除・洗濯・買い物などの手伝いをして欲しい

第2 被害者が望む長期支援体制

1 解決事件の場合

(1) 信頼できる弁護士を国費で派遣して欲しい

- ・ 調書作成への付き添いをして欲しい
- ・ 裁判への付き添いをして欲しい
- ・ 裁判の進行についての説明と被害者の立場の説明してもらいたい
- ・ 法廷用語の解説をしてもらいたい
- ・ 検事との話し合いの機会を設け、パイプ役になって欲しい
- ・ 裁判所内に傍聴開始までの被害者側の控え室を設けるようにして欲しい
- ・ マスコミ対応（記者会見等）をしてもらいたい
- ・ 犯罪給付金支給申請手続きの代行をして頂きたい
- ・ 民事訴訟を起す場合、国費での代理人選任を行って欲しい

(2) その他の支援

- ・ ボランティアによる支援傍聴を実現して欲しい
- ・ 大黒柱を失った場合には、適当な期間、経済的支援をして欲しい
- ・ 転院せずに済む信頼できる病院の確保と国費での治療を実現して欲しい
- ・ 相続をはじめ日常生活の相談にのってくれる然るべき人を紹介して欲しい

- ・ 被害者の不安を減少させるため、出所後情報の提供と被害者の保護を是非とも実現して欲しい

2 未解決事件の場合

(1) 警察への依頼

- ・ 解決するまで捜査の進捗状況を定期的に報告して欲しい
- ・ “WANTED ¥5000 万 “ 等の賞金をかけても、一日も早く解決して欲しい

(2) その他

- ・ 長期になってくるので、精神的にはカウンセラ - 派遣をして欲しい
- ・ 長期になってくるので、身体的にも健康診断をして欲しい
- ・ 入院の必要がある場合には、その手配をして欲しい
- ・ 経済的に生活が困窮になった場合にはそれなりの支援をして欲しい
- ・ 国費での長期入院が可能な病院を確保して欲しい
- ・ 国費で被害者保護司の制度を創設して欲しい

第3 結論

1 早期の支援体制

事件直後の早期の段階においては、上記のような様々な要請に応えることができるよう、警察署及び警察署が保障する民間支援団体による支援体制の確立を強く希望する。

2 長期の支援体制

長期的な支援としては、上記のような様々な要望に応えることができるような、警察署及び民間支援団体による支援体制の確立を切に望むものである。

犯罪被害者週間について

岡 村 勲

第 1 期間について

特定の日では、啓発活動や諸事業を行うには不十分であるから、一定の期間とするのが適切である。

期間として何時にするか、様々な見解があることは承知しているが、多くの被害者団体や被害者支援団体、さらには一般国民に広く賛同を得ることができることが重要である。そのためには、現在の被害者運動の先駆けとなった活動を記念することが、もっとも広い理解を得ることができるのではあるまいか。

わが国における犯罪被害者運動の草分けは、市瀬朝一氏であろう。昭和 41 年、最愛の 1 人息子を通り魔に殺害された市瀬氏は、犯罪被害者運動に生涯、全私財を捧げ、全国の遺族を訪ねて回った。その結果、257 名の遺族、被害者が、横浜市鶴見区の公会堂に集まって「殺人犯罪撲滅推進遺族会」を結成した。昭和 42 年 6 月 4 日のことである。全国の犯罪被害者が、初めて一堂に会したのである。

市瀬氏はその後、「被害者補償制度を促進する会」と会の名称を改め、大谷実教授とともに、被害者補償制度の必要性を訴え続けた。その活動は漸く各方面で認識されることとなり、昭和 50 年 7 月 2 日には衆議院法務委員会で取り上げられ、参考人として補償制度の必要性を強調した。失明、病床のなか「補償制度を実現するまで、せめて 2 年間生かせて下さい」といいながら、昭和 52 年 1 月 16 日、逝去された。犯給法が制定されたのはその 3 年後のことである。

そこで、草分け的な当該運動を記念して、6 月 4 日から同月 10 日までとするのが適切である。

第 2 なすべきことについて

犯罪被害者週間を設定し、内閣府において、省庁、自治体、被害者団体、報道機関、弁護士会その他各機関や団体等の協力を得て、期間にあわせて、

被害者の置かれている実情を国民に知らしめる。

被害者支援に対する国民の理解を求める。

被害者の権利、被害回復など被害者のための施策の整備と拡充について、研究及び討議をする。

以上を集中的に実施することが適切であると考え。具体的には、大会、シンポジウム、研究会、講演会、犯罪被害者等の発表会、児童生徒による作文コンクール、弁論大会、ポスター掲載などが考えられる。

また、第10回検討会用事務局試案 第5 1 [今後講じていく施策](10)も、上記期間内に行うものとする。

第3 名称について

啓発活動の対象は、上記のように、被害者のおかれている実情を知らせること、支援活動の理解を得ること、被害者のための施策を拡充することなど、様々な側面にわたるから、それらのすべてを含むことができる名称として、単純に「犯罪被害者週間」とし、それ以上の修飾語を付さない方が良いと考える。

○市瀬参考人 私は横浜在住の市瀬朝一と申します。

私がなぜこの運動を始めたかということについてちょっと申し上げたいと思いますが、私は、たった一人の二十六歳のせがれを、十九歳の、しかも少年院を出たり入ったりしておった人間に、うちのすぐそばの橋の上で刺し殺されたのでございます。そうして、そのときはまだ息があったのですが、病院へ収容されまして二十時間後に息を引き取りました。その息を引き取る寸前に、私の手をしっかり握りまして、「おやじ、くやしいから、かたきをとってね」と言って、その言葉を残して死んだのでございます。私は、たった一人の、天にも地にもかけがえのない、二十六歳までも育てて、私の手足となって現場の方で働いておった人間に先立たれて、もう生きる望みもなくなったのでございます。葬式も、本当に無我夢中のうちに、近所の方々の御親切によりまして終わり、初七日、四十九日になりましてようやく、せがれがわが家からいなくなったという実感がわいてまいりまして、せがれの残したこの言葉を親として何とかかなえてやりたい、それが頭にいっぱいではございました。

そうして、九月の中旬になりまして、事件当時私宅へ時たまお見えになりました新聞社の記者の方から、あすはおたくの犯人の第一回の公判がありますよと教えていただきました。どんな犯人がうちのせがれを殺したのか、顔を見るつもりで行ったのでございますが、初めて私は法廷というところへ行ったのでございます。行ってみて、生と死というものに対して余りの区別のあるということ私をつくづく感じたのでございます。死んだ者の方の遺族に対して一片の公判の通知さえもないのに、犯人には国選弁護人をつけられ、顔を見ればまるまると太った血色のいい顔をして、人一人あやめたような顔もせず薄ら笑いを浮かべている犯人を見まして、私は本当に腹が立ちました。第二回目、第三回目と、本当に、長い廊下を看守に連れられてくるところを、横におって、横腹を、せがれと同じところをひとつ刺してかたきをとってやろうと思いましたが、いろいろ考えるとそのこともできず、さてどうしたらこのせがれの言葉に対して親が報いてやれるかということを考えまして、そうして十二月も押し詰まって、家内とともども相談いたしまして、終戦後二十一年間、私と同じような悲しみ、怒りを持った遺族の方が大ぜいいらっしゃるに違いないのに、だれ一人この運動を始めようと思った人はいないのです。よし、それだったら、この方々のためにも私はこれからの生きがいをこの運動にかけようと決心いたしました。

そして、明くる四十二年の一月十二日から家庭訪問を始めたのでございます。そして四十二年の六月四日に鶴見公会堂を借りまして、殺人犯罪撲滅推進遺族会というものを結成いたしました。そのときはまだ遺族の数は十三家族でございましたが、一般の方々も三百名以上お集まりいただきまして、来賓の方々も、市長代理、県警、そして県会の方々、また民社党の門司亮先生等もおいでいただきまして、その当時はなかなか華々しくいったのでございますが、何としてもこの運動はむずかしゅうございまして、それでその年の十二月二十日ですか、六月ごろから皆さんの方に署名簿を郵送いたしまして、皆さんから五十名、百

名と署名をいただきまして、それを国会にお願いいたしました。そのときは、東京におられる遺族の知り合いである自民党の濱野先生を紹介人をお願いいたしまして、当時石井光次郎先生が議長だったかと思いますが、提出したのでございます。そして翌四十三年、回答文が寄せられたのでございますが、一回ぐらいの署名、請願で私たちの思うことが通ろうとは毛頭思っておりませんでしたので、それを手始めに何回か署名運動をやろうといたしました。が、いかんせん私たちは本当の素人でございます、その様式すらわからないものでございまして、また、同じ文句では二度と受理いただけないということがわかりまして、そのままになりました。

それから後、私は関東一円、福島、岩手、山形、青森、秋田、新潟、山梨、長野、静岡、愛知、岐阜、これだけの間をせっせと歩き回りまして遺族の方々をお訪ねしたのでございます。一家の御主人を亡くして、もう本当に惨めな家庭を私はこの目で見たり聞いたりしてきております。そうしたときに、生きている犯人に対してはあれだけの恩典があるのに、何もしないのに殺された家庭に対して何の恩典もないというのは余りにも不公平ではないかということをつくづく感じたのでございます。ですが、なかなかこの運動も思うようにいかず、私も一、二度やめようと思ったこともございますが、またそうした母子家庭の苦しい家庭のことを考えてみますと、もし私がこの運動をやめたら、だれがあとこの運動を続けてくれるだろうか、何が何でもがんばらなければならないと心に誓いました。ですが、なかなかこの運動の壁も厚く困っていたやさき、京都において大谷先生の肝いりで遺族会が誕生したという新聞記事を見まして、早速先生と連絡をとりまして、そして先生にお会いいたしまして、合同いたして今日に至っております。

その間、昨年十一月三十日には同志社大学学生会館におきまして近畿集会を開き、そして本年二月二日には東京で関東甲信越集会を開きまして、そして六月一日には、私どもの運動の一環として、大阪へ行きましてチラシなどを配布いたしてまいりましたが、初めてのことでなかなか思うような成果も上がりませんでした。続いて十五日に東京渋谷で同じようにどうの配布をいたしました。そして、多少なりともカンパをいただけたらば、それを母子家庭のお子さん方に分け与えてあげたい。金額は少なくとも、同じ同志の方々や街頭で募金されたその金を、ぼくたち、私たちにくれたと思えば、そのお子さんたちがこれから成長していく過程においてどれだけためになるかということを考えてやったのですが、世間の風は冷たく、東京から五名で行きまして往復電車賃が五万円、向こうでいただいたお金は八千円でございます。東京ではやはり十何名の方々に手伝っていただきましてビラまきをしたのですが、そのときは三千三百円でございます。このようではビラ代にも当たらないような始末でございます、私たちの心持ちが遺児たちに通じないような結果になっておりますが、今後は、私たちはこれに負けずに強力に運動を進めていきたいと思っております。

そして、最後をお願いしたいのは、どうかこの立法を一日も早く成立さしていただきたいということでございます。そうして、私たち十年選手、もっと古

い方も会員の中にもありますが、どうかこの適用範囲を大幅に広げていただいて、せめて二十年ぐらいまではさかのぼって実施をお願いしたい、これがいまの私の切なるお願いでございます。どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

検討のための会
= 仮称「経済的支援検討会」 =
において検討して頂きたい事項

岡 村 勲

- 1 「骨子」及びパブリックコメントをふまえた基本計画案（１）（２）に掲げられた補償を含めた各種の経済的支援に関する今後の検討事項及び担当の機関を整理すると別紙 のとおりとなる。
これによれば、担当の機関は大きく分けて、「給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第 13 条関係）に関して設置するための会」（仮に「経済的支援検討会」と称する）が担当する事項と、各省庁で担当する事項とに分けられる。
- 2 ところで、補償制度のあり方については、第 2 回検討会への岡村勲意見において、基本法制定の趣旨に基づく国の補償責任の明確化を含め、補償の程度、補償の仕方、認定機関など具体的な改革案を提案した。その要旨を別紙 に記載した。
ここで提案した改革案は、上記に掲げた「経済的支援検討会」において検討することとなっているが、検討漏れのないように、必ず検討するようにされたい。
- 3 特に、次の事項は計画案では記載がないが、経済的支援の重要な内容であるので、上記の検討会で必ず検討すべきである。
 - （１）カウンセリング費用、介護費用の無料化
 - （２）後遺障害の認定に至るまでの長期療養者への休業補償等
 - （３）自宅等改造費等の支給
 - （４）年金の支給
 - （５）補償の程度、補償制限、国外における被害補償、時効、併給調整、認定機関、不服申立機関

別紙

「推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚労省からなる検討のための会」(仮称「経済的支援検討会」)の検討事項として掲げられているもの

■ 犯罪被害者等基本計画案(1)

- 1 第1-1-(2) 損害賠償債務の国による立替場払及び求償等の是非に関する検討(5頁)
- 2 第1-1-(3) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討(6頁)
- 3 第1-2-(3) 経済的支援を厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施(9頁)
- 4 第1-3-(2)-オ 児童虐待、配偶者からの暴力(DV)、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について(11頁)
- 5 第1-3-(2)-カ 犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保について(11頁)
- 6 計画案(2)事務局案
第2-1-(7)-イ 後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスのあり方の検討(3頁)

の検討会の検討事項からはずれたもの

■ 犯罪被害者等基本計画案(1)

- 1 第1-1-(2) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の新たな導入の検討【法務省】(5頁)
- 2 第1-1-(2) 受刑者報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用【法務省】(7頁)
- 3 第1-2-(2) 重傷病給付金の支給範囲等の拡大【警察庁】(8頁)
- 4 第1-2-(4) 性犯罪被害者の緊急避妊等経費【警察庁】(9頁)
- 5 第1-2-(5) 遺体運搬費等(遺体修復費を含む)に対する措置【警察庁】(9頁)
- 6 第1-2-(6) 医療保険利用の利便性の確保【警察庁の協力の下で厚労省】(9頁)
- 7 第1-3-(1) 公費住宅への優先入居等【国交省】(10頁)
- 8 第1-3-(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保【厚労省】(10頁)
- 9 第1-4-(3) 被害回復のための休暇制度の導入の是非に関する検討【警察庁、法務省の協力の下で厚労省】(12頁)
- 10 第2-1-(3) PTSDの診断及び治療にかかる医療保険適用の範囲拡大【厚労省・平成18年度次期診療報酬改定で検討】
- 11 第2-1-(6) 高次脳機能障害者への支援の充実【厚労省・障害者自立支援法、高次脳機能障害支援モデル事業の成果の普及等】(3頁)
- 12 第2-1-(10) 性暴力被害者のための医療体制の整備【厚労省】(4頁)

別紙

1 補償の明文化

国による補償については、明文の規定を設けるべきである。

2 補償の程度

国による補償は、生活保護のような最低生活水準の維持を目的とするものではなく、被害者等が事件以前の生活水準まで近づける程度のものでなければならない（但し、一定の上限を設ける必要がある）。

3 責任無能力の場合の手だて

国による補償は、加害者が損害賠償義務を負わない場合でも（責任無能力など）、国が補償するものでなければならない。

4 医療費等の無料

医療費、カウンセリング費用、介護費用は、無料とするものでなければならない。

5 自宅改造費用などの補償

通院費などの医療を受けるために必要な費用、住宅・自動車改造などの環境整備費、車いす・義肢等の補装具の費用など特別の支出については、実費を補償するものでなければならない。

6 一時金

被害者等に対して、次の場合に一時金を支払うものでなければならない。なお、一時金として支払われる金額の上限は、自動車損害賠償責任保険の政府事業の金額を参考にするものとする。

死亡

長期療養

被害者が、その被った傷害が治癒するまで、あるいは後遺症について補償金の支給を受けるまでの間、長期の療養を必要とする場合には、その期間中の休業補償を支給する。

被害者の付き添いのために休業した家族がいる場合には、その家族に対しても休業補償を支給する。

7 後遺障害の補償金算定方法

死亡あるいは後遺障害に対する補償金額の計算方法については、補償金の早期支給を可能とするためできるだけ簡便で分かり易い方法を採用するものでなければならない。

8 仮給付

被害者等は必要に応じ被害直後から迅速で簡便なる支給方法で仮給付を受け

ることができるものでなければならない。

9 年金について

被害者に障害等級 7 級以上（自賠責保険の基準による）の障害が残った場合には、被害者に一時金を支給するだけでなく、これに加えて、その障害の等級に応じた額の年金を支給するものでなければならない。被害者が死亡した場合に、遺族の生活維持に必要である場合にも同様である。ただし、年金の支給の決定にあたり被害者の資力審査を行い、経済的に余裕があって年金の支給の必要がない場合にはこれを支給しないこととすることも必要である。支給金額は、支給中に改訂することができるものでなければならない。

10 補償の制限

補償は、支給することが社会的に相当でないと認められるときに限り制限することができるが、加害者との間の親族関係その他特定の人的関係だけを理由に制限することはできないというべきである。

10 国外における被害補償

日本国籍を有する者は、日本国外において犯罪被害を受けた場合にも、補償を受けられるようにすべきである。

11 時効

補償を受ける権利は時効にかからないものでなければならない。ただし、年金の支給時期は申請時からとすべきである。

12 併給調整

一時金については減額しないようにすべきである。

13 認定機関、不服申立機関

独立の認定機関を設け、その認定に対する不服申立機関も独立に作るべきである。

附帯私訴制度案要綱の公表にあたって

犯罪の責任追及は、国による刑事裁判と、犯罪被害者等による民事裁判によっておこなわれるが、もとは同じ犯罪行為から生じた責任の追及だから、刑事裁判も民事裁判も、審理の対象や証拠は重なり合っている。証拠調べの法則に違いがあるとしても、二つの裁判所、裁判官が、同じことをしているのである。民事訴訟は、刑事判決後に提起されることが多いから、その判決は、大幅に遅れることになる。

裁判は、犯罪被害者等にとって、精神、時間、労力、費用の面で多大の負担をとמונאうが、もし同一の裁判所、裁判官が、刑事裁判と民事裁判を扱ってくれるとすれば、犯罪被害者等の負担が大きく軽減されることは間違いのない。

刑事裁判と民事裁判を、同一の裁判所がおこなうのが、附帯私訴制度である。

この制度は、ドイツ、フランスを中心とする大陸法系の国で発達しており、わが国でも、旧刑事訴訟法時代には存在したが、米国法の影響を受けた 1948 年の法改正で廃止になった。この廃止を惜しむ声は当初からあり、法務省も、1997 年、犯罪被害者の被害回復制度について国民から意見を公募したとき、その検討項目のなかで、附帯私訴、訴訟参加の可否をあげているほどである。

当会は、訴訟参加制度とともに附帯私訴制度に大きな関心を持ち、2002 年、学者、弁護士を中心とするヨーロッパ調査団をドイツとフランスに派遣した。その成果は、同年 12 月 17 日刊行の『ヨーロッパ調査報告書 - 被害者の刑事手続きへの参加をめざして - 』に纏められている。

フランス、イタリア、オーストリア、旧東ドイツ等多くの国では、私訴権行使による附帯私訴が活発におこなわれている。旧西ドイツや現ドイツではあまりおこなわれていなかった。これは、裁判官が、附帯私訴の申立てを理由を付さないで却下でき、しかも却下に対する不服申立て制度がなかったために、民事裁判までしたくない刑事裁判官が却下を続けたことに原因がある。ドイツの司法省の担当者はこの風潮を憂い、却下決定には理由を付し、不服

申立てできる法改正を準備中とのことであったが、２００４年改正が実現した。

当会は、この調査に基づき、２００２年１２月から「犯罪被害者のための刑事司法」「訴訟参加制度」「附帯私訴制度」の実現を求める全国的な署名運動を展開した。その数は５５万人を超え、小泉総理大臣も犯罪被害者の保護救済を約束されるなど、国民的関心を呼び、昨年１２月の犯罪被害者等基本法成立のきっかけになった。

当会は、ヨーロッパ調査後も、研究を続けてきた。２００４年７月８日には、『訴訟参加制度案要綱』を公表したが、この度『附帯私訴制度案要綱』を公表することにした。

犯罪被害者等基本法も、犯罪被害者等の損害賠償請求について、その被害に係る刑事手続との有機的連携を図るための制度の拡充（１２条）を謳ったが、これは附帯私訴制度を視野にいれたものといわなければならない。

『附帯私訴制度案要綱』は、もとより要綱であるから、細部について詰めなければならない部分が多く残っていることは承知している。しかし、制度の骨子は十分示されているはずである。

この制度の特色は大きく言って３つある。

その１は、１つの裁判所が、刑事と民事の裁判をするということである（附帯私訴である以上当然のことであるが）。

その２は、実質的には、刑事判決が出てから、はじめて附帯私訴（民事裁判）の審理に取りかかるということである。

その３は、上訴審では、刑事と民事は別々の手続で審理するということがある。

この要綱では、刑事手続のなかで、民事訴訟をおこなうという、大陸法的附帯私訴の発想が大きく修正されている。民事審理は、原則として刑事手続でおこなわないように組み立ててある。

犯罪被害者等は、刑事事件について証拠調べ請求、被告人等に対する質問等の訴訟活動をしたいとの強い希望を持っているが、これは『訴訟参加制度案要綱』の実現によっておこなうものと考えている。

もちろん加害者には資力がないことも多く、附帯私訴制度を導入しても、

財産的被害が直ちに回復できるとは限らない。しかし、民事訴訟は、犯罪被害者等が自己の尊厳を回復する重要な機能も有するので、そのためにも、訴訟遂行を容易にする附帯私訴制度が必要であることをご理解いただきたい。

附帯私訴制度の反対論者の理由は、『刑事裁判と民事裁判における手続に相違点（証明の程度、過失相殺などにおける立証責任の所在、自白法則、控訴審の構造等）があり、同一の手続でおこなうことに困難を生じる。また、附帯私訴の申立人という当事者が増え、争点も増加するため、被告人側の防御の負担が増大し、訴訟が遅延するおそれがある。憲法上保障された重要な権利である被告人の迅速な裁判を受ける権利（憲法 37 条 1 項）が損なわれてはならない』（日本弁護士連合会）が代表的なものである。

しかし、この要綱は、刑事手続による刑事判決が出された後で、実質的な附帯私訴の審理を始めるのであるから、これらの批判は全く当たらない。

刑事手続のなかで、訴状と答弁書陳述のための口頭弁論を 1 回だけ開くが、その請求原因は、起訴状、冒頭陳述の範囲内で記載することになっているから、予断排除の原則に反しない。

ただ、第 10 の 2 項で定めるように、刑事手続に関する鑑定人、証人等が附帯私訴についても取調べが必要であるにもかかわらず、重ねて出廷することが困難であると予想されるときは、附帯私訴の立証に必要な限りにおいて、刑事訴訟法の証拠法則に従い、証拠調べをすることができることになっているが、これはきわめて合理性、必要性のある厳しい例外で、被告人の防御権を侵害するというほどのものではないし、このくらいのことで弁護人はたじろいではない。

争点増加、被告人の負担増大、立証責任、自白法則、控訴審の構造、いずれの問題もない。

刑事判決は、大部分が第 1 審で確定している。これを原因判決とすれば、損害額や過失割合など僅かの立証だけで民事判決がなされることとなり、犯罪被害者等の負担は格段に少なくてすむ。

さらに、被告人にとっても、刑事判決の後で民事訴訟を提起されるより、事件全体の解決が早くなり、有利になるはずである。

以上のとおり、この要綱案によれば、反対する根拠もないのである。この要綱の公表により、附帯私訴についての認識がいつそう高まり、早急に実現するようお願いする。

この研究に参加して下さったのは、諸澤英道常磐大学理事長、白井孝一、京野哲也、守屋典子、山上俊夫、高橋正人、前川晶、宮田逸江、白石美奈子、池田剛志、松畑靖朗、久保光太郎、石山貴明、小林陽子、岡村勲の各弁護士であるが、フランスで実際に附帯私訴を体験された藤生好則さん、君江さんご夫妻、2002年の調査団の方々、当会の幹事、会員の皆さんからも貴重な意見をいただいた。

これらの方々に、心からお礼を申し上げる次第である。

2005年10月28日

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 岡村 勲

附帯私訴制度案要綱

全国犯罪被害者の会（あすの会）

第 1 （目的）

この制度は、犯罪により害を被った者及びその相続人（以下「犯罪被害者等」という）が、その被害に係る刑事手続に附帯して民事訴訟を提起することにより、損害の回復を容易にすることを目的とする。

第 2 （附帯私訴の提起）

犯罪被害者等は、その被害に係る刑事手続に附帯して、被告人に対し、損害の回復を求める民事訴訟を提起することができるものとする（この訴訟を以下「附帯私訴」という）。

第 3 （附帯私訴の提起時期）

附帯私訴の提起は、刑事手続の第 1 審弁論終結前までにするものとする。

第 4 （附帯私訴提起の方式）

- 1．附帯私訴の提起は、訴状を裁判所に提出しておこなうものとする。
- 2．請求原因の記載は、起訴状及び冒頭陳述の範囲内でなければならないものとする。

第 5 （印紙）

附帯私訴に関する書類には、印紙を貼ることを要しないものとする。ただし、民事部又は他の裁判所に移送されたときは、この限りではない。

第 6 （送達）

- 1．裁判所は、附帯私訴の提起があったときは、訴状を被告人（以下「私訴被告」という）に送達し、答弁書が提出されたときは、これを附帯私訴原告（以下「私訴原告」という）に送達するものとする。

- 2．公判期日に出廷した私訴原告、私訴被告に対して、公判廷で、訴状、答弁書を交付したときは、送達したものとみなすものとする。

第 7 （期日の指定）

公判期日の指定にあたっては、私訴原告の意見を聞かなければならないものとする。

第 8 （在廷）

私訴原告は、公判に在廷することができるものとする。

第 9 （閲覧及び謄写）

私訴原告は、公判記録について閲覧、謄写することができるものとする。

第 10 （刑事手続審理期間中の附帯私訴の審理）

- 1．第 1 審の刑事判決言渡しまでの間は、訴状及び答弁書の陳述のための口頭弁論を開く以外は、附帯私訴に関する審理をおこなわないものとする。
- 2．前項の規定にかかわらず、刑事手続に関する鑑定人、証人等が、附帯私訴についても取調べが必要であるにもかかわらず、重ねて出廷することが困難であると予想されるときは、附帯私訴の立証に必要な限りにおいて、刑事訴訟法の証拠法則に従い、証拠調べをすることができるものとする。
- 3．前項の場合においては、裁判員は退席するものとする。
- 4．私訴被告が、答弁をしない場合でも、擬制自白は成立しないものとする。

第 11 （附帯私訴の審理及び判決）

- 1．裁判所は、刑事判決言渡し後、裁判員退席の上で、直ちに附帯私訴についての口頭弁論を開くものとする。
- 2．裁判所は、前項の口頭弁論において、新たな証拠調べ等の審理をする

必要がない場合には、直ちに附帯私訴について判決を言い渡し、あらたな審理が必要である場合には、附帯私訴についてさらに審理をおこなうものとする。

- 3 . 附帯私訴についての審理は、民事訴訟法によっておこなうものとする。
- 4 . 附帯私訴の判決は、移送の場合を除き、刑事判決を原因判決としてしなければならないものとする。

第 1 2 （ 証 拠 ）

刑事手続で取り調べた証拠は、附帯私訴についても取り調べたものとみなすものとする。

第 1 3 （ 合 意 ）

刑事判決言渡し前に、附帯私訴の請求について当事者間で合意が成立した場合は、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 4 条によるものとする。

第 1 4 （ 移 送 ）

- 1 . 私訴原告は、民事部又は民事訴訟について管轄を有する他の裁判所に、附帯私訴を移送する申立てをすることができるものとする。
- 2 . 裁判所は、刑事判決言渡し後、口頭弁論を開いた結果、附帯私訴の請求が複雑で、刑事部で審理をおこなうことが著しく困難であり、審理の長期化が予想される場合には、私訴原告及び私诉被告の意見を聞いた上で、民事部に移送することができるものとする。
- 3 . 前項の移送の決定には、理由を付するものとする。
- 4 . 私訴原告及び私诉被告は、前項の決定に対して、不服申立てができるものとする。
- 5 . 附帯私訴の移送があった場合は、第 1 2 の規定を適用するものとする。

第 1 5 （ 附 帯 私 訴 の 却 下 ）

- 1 . 刑事手続に無罪、免訴、公訴棄却の判決又は決定がなされた場合は、

裁判所は、附帯私訴について却下判決をするものとする。

- 2 . 附帯私訴につき却下判決があった場合でも、附帯私訴を提起した時点で、時効中断があったものとみなすものとする。

第 1 6 （取り下げ）

私訴原告は、第 1 審刑事判決言渡し後、口頭弁論を開くまでは、私訴被告の同意なくして附帯私訴を取り下げることができるものとする。

第 1 7 （上訴）

- 1 . 刑事判決、民事判決については、それぞれ別個に上訴するものとし、
刑事の審理・判決は刑事部で刑事訴訟法により、民事の審理・判決は民事部で民事訴訟法によるものとする。
- 2 . 上訴審の民事判決は、第 1 審刑事判決を原因判決としないものとする。

第 1 8 （弁護士代理人）

- 1 . 私訴原告は、弁護士を代理人として選任しなければならないものとする。
- 2 . 私訴原告は、公費で代理人を選任することができるものとする。

附帯私訴制度案要綱 趣旨説明

第 1 （目的）

この制度は、犯罪により害を被った者及びその相続人（以下「犯罪被害者等」という）が、その被害に係る刑事手続に附帯して民事訴訟を提起することにより、損害の回復を容易にすることを目的とする。

□ 趣旨説明

犯罪被害者等は、刑事事件の傍聴だけでも、精神、時間、労力、費用の面で大きな負担だが、その上、損害回復の訴訟を提起することは、容易なことではない。

刑事裁判も民事裁判も、同一の犯罪に係る審理だから、その対象や証拠はほとんど重なっており、別々の裁判所が審理することは、不経済なことである。

そこで犯罪被害者等が、その被害に係る刑事手続に附帯して民事訴訟を提起し、同一の裁判所が、刑事、民事の裁判をおこなうこと（附帯私訴）により、犯罪被害者等の負担を軽減し、損害の回復を容易にすることが、この制度の目的である。

第 2 （附帯私訴の提起）

犯罪被害者等は、その被害に係る刑事手続に附帯して、被告人に対し、損害の回復を求める民事訴訟を提起することができるものとする（この訴訟を以下「附帯私訴」という）。

□ 趣旨説明

附帯私訴の提起権者について、旧刑事訴訟法 567 条は「犯罪により身体、自由、名誉又は財産を害せられたる者」と定め、ドイツでは、「被害者又は相続人」としている（ドイツ刑事訴訟法 403 条）。フランスでは、「犯罪によって直接生じた損害を一身的に受けたすべての者」と定めている（フランス刑事訴訟法 2 条）。

この要綱では、「犯罪により害を被った者及びその相続人」としたが、旧刑事訴訟法にいう身体、自由、名誉又は財産を害せられたる者というのと変りはない。犯罪被害者等基本法は、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」を犯罪被害者等と定義しているが（２条２項）、附帯私訴を提起する場合には、提訴権者を明確にする必要があるので、被害者とその相続人に限定し、これを犯罪被害者等と呼ぶこととした（第１）。

損害回復とは、損害賠償請求だけでなく、謝罪広告、盗品の返還等も含まれる。

第３ （附帯私訴の提起時期）

附帯私訴の提起は、刑事手続の第１審弁論終結前までにするものとする。

□ 趣旨説明

旧刑事訴訟法５６８条の規定と同一の規定である。

第４ （附帯私訴提起の方式）

- １．附帯私訴の提起は、訴状を裁判所に提出しておこなうものとする。
- ２．請求原因の記載は、起訴状及び冒頭陳述の範囲内でなければならないものとする。

□ 趣旨説明

[第１項について]

附帯私訴提起の方式については、ドイツでは、請求の趣旨及び原因を特定して、書面又は口頭で申立てをすることになっており（ドイツ刑事訴訟法４０４条１項）、フランスでは、予審判事や警察に損害賠償請求の意思を示せばよく、その手段は、口頭でもファックスでもよいことになっている（無罪の推定と被害者の権利強化に関する法律）。

わが国でも、旧刑事訴訟法は、民事訴訟に準じて訴状を提出することが原則であったが、法廷で口頭によりおこなうことも例外的に許されていた（５８２条）。

そこで当会の研究会でも、簡易迅速を旨とする附帯私訴の申立ては、書面又は口頭でもよいのではないかとの意見もあったが、手続を明確にした方がよからうということで、現段階では、訴状を提出することにした。

しかし、簡易裁判所では、口頭での民事訴訟提起が許されているし（民事訴訟法２７１条）、提訴の方式については再考の余地があろう。

〔第２項について〕

附帯私訴は民事訴訟ではあるが、刑事手続に附帯するものだから、刑事訴訟法による制約を受けるのは当然である。そこで、予断排除の原則に従い、請求原因は、起訴状及び冒頭陳述の範囲内とした。

第５ （印紙）

附帯私訴に関する書類には、印紙を貼ることを要しないものとする。ただし、民事部又は他の裁判所に移送されたときは、この限りではない。

□ 趣旨説明

附帯私訴の訴状等に印紙を不要とすることは、旧刑事訴訟法時代におこなわれていたもので、附帯私訴のメリットの一つである。

ただし、附帯私訴が移送されれば（第１４）、通常の民事訴訟になるのだから、印紙を貼用しなければならないことになる。

第６ （送達）

- １．裁判所は、附帯私訴の提起があったときは、訴状を被告人（以下「私訴被告」という）に送達し、答弁書が提出されたときは、これを附帯私訴原告（以下「私訴原告」という）に送達するものとする。
- ２．公判期日に出廷した私訴原告、私訴被告に対して、公判廷で、訴状、答弁書を交付したときは、送達したものとみなすものとする。

□ 趣旨説明

附帯私訴が民事訴訟である以上、当然の規定である。

なお、私訴被告は答弁書を提出することを強制されず、提出しなかったが

ために、刑事手続において不利益を受けることはない。

第 7 （期日の指定）

公判期日の指定にあたっては、私訴原告の意見を聞かなければならないものとする。

□ 趣旨説明

私訴原告は在廷権があるのだから（第 8）、私訴原告の出廷を可能にするための規定である。

第 8 （在廷）

私訴原告は、公判に在廷することができるものとする。

□ 趣旨説明

刑事手続で取り調べた証拠は、附帯私訴についても証拠となり（第 12）、刑事判決は、附帯私訴判決の原因判決になるのだから（第 11 の 4 項）、私訴原告が刑事手続の審理について重大な関心を持つことは当然である。従って公判で在廷できるようにした。

しかし、在廷の義務はない。

当然のことだが、在廷とは、法廷のバーのなかの席に座ることであり、傍聴席に座ることはこれに当たらない。

第 9 （閲覧及び謄写）

私訴原告は、公判記録について閲覧、謄写することができるものとする。

□ 趣旨説明

刑事手続について取り調べた証拠は、附帯私訴についても取り調べたものとみなされるから（第 12）、私訴原告が公判記録を閲覧、謄写できるようにする必要がある。

第 10 （ 刑事手続審理期間中の附帯私訴の審理 ）

- 1．第 1 審の刑事判決言渡しまでの間は、訴状及び答弁書の陳述のための口頭弁論を開く以外は、附帯私訴に関する審理をおこなわないものとする。
- 2．前項の規定にかかわらず、刑事手続に関する鑑定人、証人等が、附帯私訴についても取調べが必要であるにもかかわらず、重ねて出廷することが困難であると予想されるときは、附帯私訴の立証に必要な限りにおいて、刑事訴訟法の証拠法則に従い、証拠調べをすることができるものとする。
- 3．前項の場合においては、裁判員は退席するものとする。
- 4．私訴被告が、答弁をしない場合でも、擬制自白は成立しないものとする。

□ 趣旨説明

[第 1 項について]

刑事手続の審理の遅延防止、証拠法則の違い、予断排除等を考慮して、刑事判決までは、附帯私訴について、訴状と答弁書の陳述のための口頭弁論しか開かないこととした。

この場合、裁判員は、附帯私訴には関係ないのだから、退席いただいてもよいのだが、請求原因は、訴状、冒頭陳述の範囲内であるから、予断を与えるおそれもなく、わざわざ退席させる必要もないのではないかと考えた。口頭弁論後に裁判員が入廷するか、あるいは退席するなどの制度を作ることとも可能である。

[第 2 項について]

刑事判決があるまでは附帯私訴の審理をしないといっても、刑事の審理に出廷した鑑定人や証人等が、附帯私訴の審理にも証拠調べがどうしても必要であるにもかかわらず、重ねての出廷が困難であると予想される場合もある。

このような場合は、例外的に附帯私訴の立証に必要な限度で、刑事訴訟法の証拠法則に従って、審理をおこなうことができるようにした。

この程度のことで、被告人の防御権が制約されるとは考えられない。

[第 3 項について]

裁判員は、附帯私訴には関係がない。従って、2 項の場合には、裁判員は退席するものとした。

[第 4 項について]

附帯私訴が民事訴訟であるといっても、刑事手続のなかでおこなわれるものだから、黙秘権を有する被告人が附帯私訴の請求に対して答弁をしないからといって、自白したとすることには問題がある。

そこで、被告人が答弁をしない場合でも、擬制自白にはならないこととした。

第 1 1 （附帯私訴の審理及び判決）

- 1 . 裁判所は、刑事判決言渡し後、裁判員退席の上で、直ちに附帯私訴についての口頭弁論を開くものとする。
- 2 . 裁判所は、前項の口頭弁論において、新たな証拠調べ等の審理をする必要がない場合には、直ちに附帯私訴について判決を言い渡し、あらたな審理が必要である場合には、附帯私訴についてさらに審理をおこなうものとする。
- 3 . 附帯私訴についての審理は、民事訴訟法によっておこなうものとする。
- 4 . 附帯私訴の判決は、移送の場合を除き、刑事判決を原因判決としてしなければならないものとする。

□ 趣旨説明

[第 1 項について]

裁判所は、刑事判決言渡し後、直ちに附帯私訴について口頭弁論をおこなうものとした。刑事判決言渡し後、いったん閉廷し、休憩後に附帯私訴の口頭弁論をおこなうことも可能である。

準備書面の提出や証拠調べ請求をする場合は、判決日に持参するよう、裁判所があらかじめ私訴原告、私诉被告に伝えておくことが望ましい。

私訴原告、私诉被告が相応の準備が必要という場合は、改めて口頭弁論期日を指定することになる。

[第 2 項について]

口頭弁論の結果、新たな主張や立証がないときは、直ちに判決を言い渡すものとした。

請求原因の基礎となる事実は、原因判決となる刑事判決（４項）に現れているが、損害額や過失割合などについて争いがあるような場合は、さらに審理をおこなって附帯私訴の判決をすることになる。

[第 3 項について]

附帯私訴は、民事訴訟であるから、当然の規定である。

[第 4 項について]

附帯私訴の審理及び判決は、刑事の審理を前提にし、刑事判決を原因判決としておこなうものとした。これによって、民事の審理の時間、労力、費用等が少なくてすむ。

刑事判決言渡しの前後を問わず、移送されれば、もはや附帯私訴ではなく、通常の民事訴訟に過ぎないから、原因判決の拘束をうけることはない。

しかし、刑事手続で取り調べた証拠が、移送後も証拠となることはいうまでもない（第 12）。

第 12 （ 証拠 ）

刑事手続で取り調べた証拠は、附帯私訴についても取り調べたものとみなすものとする。

□ 趣旨説明

旧刑事訴訟法 586 条と同じで、当然の規定である。

第 13 （ 合意 ）

刑事判決言渡し前に、附帯私訴の請求について当事者間で合意が成立した場合は、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 4 条によるものとする。

□ 趣旨説明

附帯私訴については、刑事判決言渡し前は、訴状及び答弁書陳述のための口頭弁論しか開くことができない（第10の1項）。

そこで、請求認諾や和解のように当事者間で合意が成立する場合は、上記法律に従って和解調書を作成するものとした。

第14（移送）

- 1．私訴原告は、民事部又は民事訴訟について管轄を有する他の裁判所に、附帯私訴を移送する申立てをすることができるものとする。
- 2．裁判所は、刑事判決言渡し後、口頭弁論を開いた結果、附帯私訴の請求が複雑で、刑事部で審理をおこなうことが著しく困難であり、審理の長期化が予想される場合には、私訴原告及び私訴被告の意見を聞いた上で、民事部に移送することができるものとする。
- 3．前項の移送の決定には、理由を付するものとする。
- 4．私訴原告及び私訴被告は、前項の決定に対して、不服申立てができるものとする。
- 5．附帯私訴の移送があった場合は、第12の規定を適用するものとする。

□ 趣旨説明

[第1項について]

私訴原告は、附帯私訴を提起した後に、通常の民事訴訟に切り替えたいときもあるだろう。事実関係の立証はできたのに、刑事事件が引き延ばされ進行が遅れているときなど、すでに現れた証拠で民事訴訟をした方が速く判決が出るという場合もある。

また「殺人」の訴因が「傷害致死」に縮小認定されそうになったときも、民事部で裁判してもらいたいと考える場合もあるだろう。

さらに刑事判決が、私訴原告の挑発によって犯行が行われたなど、私訴原告にとって不利な認定がなされたときなどにも、刑事判決を原因判決として附帯私訴の判決をしてもらいたくないときもある。

刑事事件が、犯罪地又は私訴被告の住所を管轄する裁判所に起訴されたため、私訴原告にとって不便になり、私訴原告の住所地の管轄裁判所で審理し

てもらいたいときもある。

このような場合は、民事部又は他の裁判所に移送の申立てができることとした。

いずれの場合でも、民事訴訟を民事部に起こすか、他の管轄裁判所に起こすかは、もともと犯罪被害者等である私訴原告が選択できることだから、私訴被告の意見を聞く必要はない。

[第 2 項について]

附帯私訴の請求が複雑で、民事の専門的争点に係わるなど、刑事部での審理では著しく困難で、審理の長期化が予想される場合には、民事部で審理する方が早く判決が出る場合もある。これは当事者にとっても有利であるから、このような場合は、民事部へ移送できることとした。

しかし、裁判所の民事訴訟回避につながるおそれもあるので、事前に、私訴原告、私訴被告の意見を聞くこととした。

[第 3 項について]

附帯私訴は、刑事事件の審理を担当した裁判所が、その延長線上で審理することによって時間、労力、費用等を節約するための制度であるから、民事部への移送は、あくまでも例外である。合理的な理由もなく移送することが許されないのは、当然である。

そこで裁判所の移送決定には、理由をつけるものとした。理由は抽象的でなく、当事者を納得させるものでなければならない。

[第 4 項について]

合理的理由のない移送を抑制するために、必要な制度である。

[第 5 項について]

移送後であっても、刑事の審理で得られた証拠資料が、移送後の民事訴訟においても証拠とするものとした。従前の審理を無駄にせず、時間、労力、費用等を節約するためである。

第 1 5 （附帯私訴の却下）

- 1 . 刑事手続に無罪、免訴、公訴棄却の判決又は決定がなされた場合は、裁判所は、附帯私訴について却下判決をするものとする。

- ２．附帯私訴につき却下判決があった場合でも、附帯私訴を提起した時点で、時効中断があったものとみなすものとする。

□ 趣旨説明

[第１項について]

刑事手続について無罪、免訴（判決後の法令による刑の廃止、時効完成、大赦など）、公訴棄却（親告罪で告訴がないときなど）の判決や決定（公訴の取り消し、起訴状不送達による公訴提起の失効など）がなされたときは、裁判所は、附帯私訴の請求について判断せず、却下判決をすることとした。

私訴原告は、改めて第１審から民事訴訟を提起することが可能である。

[第２項について]

附帯私訴を却下判決した場合でも、時効の点で私訴原告に不利益を与えないため、附帯私訴を提起した時点で時効中断があったものとみなすこととした。

第１６ （取り下げ）

私訴原告は、第１審刑事判決言渡し後、口頭弁論を開くまでは、私訴被告の同意なくして附帯私訴を取り下げることができるものとする。

□ 趣旨説明

私訴原告は、附帯私訴を取り下げることができることとした。しかし、附帯私訴は、早期に民事紛争を解決する制度だから、私訴被告にとっても有利な制度であり、取り下げが私訴被告に不利益を及ぼすこともある。

そこで、一方で、第１審刑事判決言渡し後、口頭弁論を開くまでは、私訴被告の同意がなくもて附帯私訴を取り下げることができるとしつつ、他方、反対解釈により、口頭弁論開始後は、私訴被告の同意がなければ訴えの取り下げはできないものとした。

第１７ （上訴）

- １．刑事判決、民事判決については、それぞれ別個に上訴するものとし、

刑事の審理・判決は刑事部で刑事訴訟法により、民事の審理・判決は民事部で民事訴訟法によるものとする。

２．上訴審の民事判決は、第１審刑事判決を原因判決としないものとする。

□ 趣旨説明

[第１項について]

上訴にともない生じうる複雑な問題が起きないように、上訴すれば、通常の刑事事件、民事事件として扱われるということである。

上訴において附帯私訴はなくなるということであり、非常にシンプルな制度となる。

なお、民事の上訴審が、刑事第１審判決を原因判決とする審理をすることがないのは、移送を受けた裁判所と同様である。

念のため起きうるケースをまとめると、下表のとおりとなる。

		第１審の刑事判決に	
		控訴あり	控訴なし
第 １ 審 の 私 訴 判 決 に	控訴 あり	刑事と民事は控訴審で別々に審理	刑事判決のみ確定 附帯私訴は控訴審に移審
	控訴 なし	附帯私訴判決のみ確定 刑事は控訴審に移審	刑事判決も附帯私訴判決も共に確定

[第２項について]

当然のことだが、念のため規定した。

第 18 （弁護士代理人）

- 1．私訴原告は、弁護士を代理人として選任しなければならないものとする。
- 2．私訴原告は、公費で代理人を選任することができるものとする。

□ 趣旨説明

[第 1 項について]

起訴状や冒頭陳述の範囲内で、訴状を作成するといっても、法律家でないと正確に理解できない。第 10 の 2 項による鑑定人、証人等に対する証拠調べをするときも、法律家でなければ、刑事訴訟法の証拠法則を知るはずもない。公判記録の閲覧、謄写も弁護人を介しておこなうことが望ましい。

そこで、弁護士を代理人に選任しなければならないこととした。

[第 2 項について]

弁護士を代理人に選任するといっても、弁護士を知らなかったり、経済的事情で私選弁護士を依頼することができない場合がある。

そこで公費によって代理人をつける制度を設けた。